

(4) 財務監査

○ アカウタバリティの履行するシステムの導入状況 (B 群)

年 2 回の公認会計士(監査法人)による外部監査を 2 月(期中監査)と 5 月(期末監査)、また、法人監査室による内部監査を、4 月(現金等実査)と 10 月に実施している。

いずれの監査も、指摘事項については理事会或いは、法人経理責任者会・経理担当者会において報告される一方、その内容について検証し対応策・改善策を経理規定に基づく法人全体の会計処理方法等を勘案した上で、文書により提出している。

○ 監査システムの運用の適切性 (B 群)

財務監査については、学校法人として法人内設置学校すべてが同一の公認会計士(監査法人)により実施している[添付資料(21)]。監事による監査報告書は、理事会に対して報告され私立学校法第 37 条第 3 項に規定されている学校法人の業務および財産の状況が適切に示されている。